

8. 回復患者等搬送体制確保事業

1 事業内容

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関から、病床確保に係る新型コロナウイルス感染症回復後患者等の転院搬送を支援することで、新型コロナウイルス感染症患者受入病床の円滑な確保を促進する。

2 対象施設

- (1) 「1. 病床確保支援事業」の事業に参画する新型コロナウイルス感染症患者の入院受入医療機関
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のため後方支援病院確保事業交付要綱（令和3年1月29日2福保感事第2977号）第4条に掲げる要件を満たす医療機関

3 実施期間

令和5年4月1日から

ただし、別に定める感染拡大期のみの実施とする。

4 補助条件

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の確保病床について、国の定める退院基準に沿って病床を運用していること。
- (2) 以下にかかる搬送を行っていること。
 - ア 別に定める新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院確保事業にかかる転院搬送の場合
 - イ 症状が軽快したものの退院基準を満たさない新型コロナウイルス感染症患者を、都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。
 - ウ 救急外来等に搬送された新型コロナウイルス感染症患者のうち、入院の必要はないが経過観察等が必要なため、都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。
 - エ その他、知事が特に必要と認める場合

5 対象経費

賃金、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料

6 補助基準額

(1) 患者搬送同乗者経費

医師（1人1時間当たり）	7,550円
医師以外の医療従事者（1人1時間当たり）	2,760円

(2) 患者搬送費

実費額

7 補助率

10分の10